

都心の土地利用のあり方に関する有識者会議開催要綱

平成 29 年 7 月 24 日

市長決定

(趣旨)

第1条 都心における土地利用の誘導に関して、専門的な見地から幅広く意見を求める目的として、都心の土地利用のあり方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 有識者会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、10名以内とする。
- 3 第1項のほか、市長は、特定の事項について専門的知識を有する者を臨時委員として委嘱することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長の指名等)

第4条 市長は、委員の中から座長を指名する。

- 2 座長は、会の進行をつかさどる。
- 3 市長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(有識者会議の公開)

第5条 有識者会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、市長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 有識者会議を公開することにより公正かつ円滑な有識者会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 有識者会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。ただし、一般席の傍聴人の定員は 20 名とし、定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の開催に必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則（平成 29 年 7 月 24 日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日より施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

神戸市有識者会議傍聴要綱

〔平成 25 年 3 月 27 日
市 長 決 定〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、本市が行政運営上の参考とするため、有識者や市民代表等の参集を求め、個々の委員の意見を聴取し、又は意見を交換するために開催する会議であって、同一名称のもとに、同一者に、複数回、継続して参集を求める予定しているもの（以下「有識者会議」という。）のうち、公開する会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第4条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に氏名及び連絡先を記入することにより交付する。

2 傍聴章の交付方法は、有識者会議を所管する局室区（以下「局室区」という。）において定める。

3 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第5条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 一般席の傍聴人の定員は、局室区において定める。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帶びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、局室区の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第 10 条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第 11 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 12 条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、有識者会議の会長その他会議の進行をつかさどる者は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。